１　「センシティブ情報の収集禁止原則の例外事項」改正

別 紙

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現　行 |
| 要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項（条例第７条第５項）について   | 番号 | 項　　目 | 収集する  要配慮個人情報 | 収集を適当と認める  理由等 | | --- | --- | --- | --- | | １ | 府民等からの相談、要望、陳情、意見等の中で相談者等の意思により、要配慮個人情報が提供され、実施機関として当該要配慮個人情報を収集することになる場 合 | ・要配慮個人情報全て | 府民等から寄せられた相談、要望、陳情、意見等の中には、要配慮個人情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。  　また、実施機関としても、当該相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらの要配慮個人情報を収集する必要がある。 | | ２ | 病院、保健所等の機関において、診療、疾病予防行為等を行うために、患者等の要配慮個人情報を収集する場合 | ・要配慮個人情報全て | 医療機関や保健所等において、患者や受診者等の病状等に合わせて的確な治療行為や予防等のための行為を行うためには、当該患者等の生活観や信仰に関する個人情報を収集する場合があるほか、生活歴等を聴取する中で、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合がある。 | | ３ | 作文等のコンクールや試験等を行う事務において、作文、論文等の中で個人の意思により要配慮個人情報が提供され、実施機関として当該要配慮個人情報を収集することになる場合 | ・要配慮個人情報全て | 各種のコンクールや試験の作文、論文等の記述内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記述されている。その中には要配慮個人情報について記載される場合があり、事務の目的の範囲内でこれらの要配慮個人情報を必然的に収集することがある。 | | ４ | 刊行物等で一般に入手し得るものから、要配慮個人情報を収集する場合 | ・要配慮個人情報全て | 事務執行上、刊行物等から要配慮個人情報を収集する場合があるが、これら新聞や書籍等に掲載され、公にされている情報については、不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にあることから、事務の目的の範囲内で収集することが正当と認められる限りにおいては、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。  　しかし、情報のすべてが正確なものとは限らないので、出典を明示しておくことが望ましい。 | | ５ | 栄典、表彰等を行う事務の中で、選考対象者、候補者の犯罪歴等に関する個人情報を収集する場合 | ・要配慮個人情報全て | 栄典、表彰等を行う場合、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、府民等の感情にそぐわないものと考えられる。このため、選考事務を行う上で、犯罪歴の有無等を確認する必要がある。  　また、功績調書のなかで思想、信仰等に関する個人情報が含まれる場合がある。 | | ６ | 海外からの研修生、来訪者等の受入れ等を行う事務において、当該研修生等の信仰等に関する個人情報を収集する場合 | ・要配慮個人情報全て | 海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たっては、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該研修生等の滞在中の適切な対応を図るため、信仰、習慣等に関する個人情報を収集する場合がある。 | | ７ | 職員や委員の任免等を行う事務の中で、身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する場合 | ・要配慮個人情報全て | 公務に従事する職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査及び免職等の処分に当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人等の身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する必要が生ずる場合がある。 | | ８ | 法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第１号（ヘ）の指示、その他これに類する行為をいう。）に基づき、要配慮個人情報を収集する場合 | ・要配慮個人情報全て | 知事等の事務の処理に関し、国の行政機関等から地方自治法第245条第１号（ヘ）の適法な指示があれば、知事等は、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。 | | ９ | 府営住宅の適正な管理を行うために、入居者の心身等に関する個人情報を収集する場合 | ・要配慮個人情報全て | 府営住宅の募集・入居に関する事務等を行うに際しては、入居者等の実状を正確に把握するために、心身や本籍、戸籍等に関する個人情報を収集する必要がある。 | | 10 | 公共事業において土地等を取得するに際して、墳墓、神社仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適切に行うため信仰に関する個人情報を収集する場合 | ・　信仰に関する個人情報 | 公共事業等において土地や家屋等を取得する場合、墳墓や神社、仏閣、教会等の改葬、移転等が必要となる場合において、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する費用の補償額の算定のため、土地や家屋等の所有者の信仰に関する個人情報を収集する場合がある。 | | 11 | 災害や事故の状況を把握する事務及び災害や事故により死亡や障害が生じた者に給付金等を支給する事務を行うために、心身に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 災害や事故の状況を把握する事務及び災害や事故により死亡や障害が生じた者に給付金等を支給する事務を行うに際しては、必然的に心身に関する個人情報を収集する必要がある。 | | 12 | 障害者を対象とした事務事業を行うにあたって、対象者を把握するために、心身に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 障害を有する者に対して、適切な事務事業を行っていくためには、心身に関する個人情報を収集する必要がある。 | | 13 | 府立高等技術専門校大阪障害者職業能力開発校、府大学、府立学校等において在籍者に関する事務を行うにあたって、心身に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 生徒指導を適切に行うために、心身に関する個人情報を収集する必要がある。 | | 14 | 府内の生徒の運動能力や在籍者数など学校教育に係る現状を把握し、教育行政に資するため、心身に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 府内の生徒の運動能力や在籍者数など継続的に学校教育の現状を把握していくために、心身に関する個人情報を収集する場合がある。 | | 15 | 研修参加や資格取得に際して、健康診断書等の心身に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 研修や資格の内容によって、健康状態が要件に課されている場合がある。 | | 16 | 住宅整備資金の貸付、各種年金・保険給付等に係る事務を行うにあたって、心身に関する個人情報等を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 住宅整備資金の貸付や各種給付金等に係る事務を行うに際しては、対象者の実状を正確に把握するために、心身に関する個人情報を収集することがある。 | | 17 | 子ども家庭センター等の相談機関や児童福祉施設等において児童等の処遇を的確に行うため、障害、健康状態等に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 子ども家庭センター等の相談機関や児童福祉施設等において、処遇を的確に行うに際しては、対象者の実状を正確に把握するために、児童等の障害、健康状態等に関する個人情報を収集することがある。 | | 18 | 公共事業における土地等の取得、裁決、許認可や指定、官民境界確定協議、公共用財産の管理・処分等を行うにあたって、権利者を確認するために相続関係調査等が必要となり、戸籍・本籍に関する個人情報を収集する場合 | ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 公共事業用地等の取得、公有財産との境界確定協議、裁決、許認可や指定等を行うに際して、真の所有者・権利者を確認するため、土地や家屋等の所有者等の相続関係調査等により、戸籍や本籍に関する個人情報を収集する必要がある。 | | 19 | 中国帰国者を対象とした事務事業を行うにあたって、対象者を把握するために、戸籍・本籍に関する個人情報収集する場合 | ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 中国帰国者に対して、適切な事務事業を行っていくために、戸籍や本籍に関する個人情報を収集する必要が生ずる場合がある。 | | 20 | （平成17年９月９日答申第84号により削除） |  |  | | 21 | 府及び府が設立した地方独立行政法人の貸付金、賃料債権の回収を行うに当たって、債務者等の所在を把握するため、戸籍・本籍、外国人登録原票の登録事項に関する情報を収集する場合 | ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 府等の貸付金、賃料債権の回収を行うに当たって、債務者等の所在を把握するため、戸籍・本籍や外国人登録原票の登録事項に関する個人情報を収集する必要が生ずる場合がある。  　ただし、これらの個人情報を収集することがあることについて、今後、広く周知するとともに、貸付時等において相手方に説明し、確実にその同意を得ること。 | | センシティブ情報の収集禁止原則の例外事項（条例第７条第５項）について   | 番号 | 項　　目 | 収集する  個人情報 | 収集を適当と認める  理由等 | | --- | --- | --- | --- | | １ | 府民等からの相談、要望、陳情、意見等の中で相談者等の意思により、思想、信仰、信条等に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集することになる場合 | ・　思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報  ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 府民等から寄せられた相談、要望、陳情、意見等の中には、思想、信仰、信条等に関する個人情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。  　また、実施機関としても、当該相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を収集する必要がある。 | | ２ | 病院、保健所等の機関において、診療、疾病予防行為等を行うために、患者等の思想、信仰、信条等に関する個人情報を収集する場合 | ・　思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報  ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 医療機関や保健所等において、患者や受診者等の病状等に合わせて的確な治療行為や予防等のための行為を行うためには、当該患者等の生活観や信仰に関する個人情報を収集する場合があるほか、生活歴等を聴取する中で、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合がある。 | | ３ | 作文等のコンクールや試験等を行う事務において、作文、論文等の中で個人の意思により思想、信仰、信条等に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集することになる場合 | ・　思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報  ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 各種のコンクールや試験の作文、論文等の記述内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記述されている。その中には思想、信仰、信条等に関する個人情報について記載される場合があり、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を必然的に収集することがある。 | | ４ | 刊行物等で一般に入手し得るものから、思想、信仰、信条等に関する個人情報を収集する場合 | ・　思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報  ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 事務執行上、刊行物等から個人情報を収集する場合があるが、これら新聞や書籍等に掲載され、公にされている情報については、不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にあることから、事務の目的の範囲内で収集することが正当と認められる限りにおいては、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。  　しかし、情報のすべてが正確なものとは限らないので、出典を明示しておくことが望ましい。 | | ５ | 栄典、表彰等を行う事務の中で、選考対象者、候補者の犯罪歴等に関する個人情報を収集する場合 | ・　思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報  ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 栄典、表彰等を行う場合、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、府民等の感情にそぐわないものと考えられる。このため、選考事務を行う上で、犯罪歴の有無等を確認する必要がある。  　また、功績調書のなかで思想、信仰等に関する情報が含まれる場合がある。 | | ６ | 海外からの研修生、来訪者等の受入れ等を行う事務において、当該研修生等の信仰等に関する個人情報を収集する場合 | ・　思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報  ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たっては、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該研修生等の滞在中の適切な対応を図るため、信仰、習慣等に関する個人情報を収集する場合がある。 | | ７ | 職員や委員の任免等を行う事務の中で、身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する場合 | ・　思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報  ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 公務に従事する職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査及び免職等の処分に当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人等の身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する必要が生ずる場合がある。 | | ８ | 法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第１号（ヘ）の指示、その他これに類する行為をいう。）に基づき、思想、信仰、信条等に関する個人情報を収集する場合 | ・　思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報  ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 知事等の事務の処理に関し、国の行政機関等から地方自治法第245条第１号（ヘ）の適法な指示があれば、知事等は、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。 | | ９ | 府営住宅の適正な管理を行うために、入居者の心身等に関する個人情報を収集する場合 | ・　思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報  ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 府営住宅の募集・入居に関する事務等を行うに際しては、入居者等の実状を正確に把握するために、心身や本籍、戸籍等に関する個人情報を収集する必要がある。 | | 10 | 公共事業において土地等を取得するに際して、墳墓、神社仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適切に行うため信仰に関する個人情報を収集する場合 | ・　信仰に関する個人情報 | 公共事業等において土地や家屋等を取得する場合、墳墓や神社、仏閣、教会等の改葬、移転等が必要となる場合において、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する費用の補償額の算定のため、土地や家屋等の所有者の信仰に関する個人情報を収集する場合がある。 | | 11 | 災害や事故の状況を把握する事務及び災害や事故により死亡や障害が生じた者に給付金等を支給する事務を行うために、心身に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 災害や事故の状況を把握する事務及び災害や事故により死亡や障害が生じた者に給付金等を支給する事務を行うに際しては、必然的に心身に関する個人情報を収集する必要がある。 | | 12 | 障害者を対象とした事務事業を行うにあたって、対象者を把握するために、心身に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 障害を有する者に対して、適切な事務事業を行っていくためには、心身に関する個人情報を収集する必要がある。 | | 13 | 府立高等技術専門校大阪障害者職業能力開発校、府大学、府立学校等において在籍者に関する事務を行うにあたって、心身に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 生徒指導を適切に行うために、心身に関する個人情報を収集する必要がある。 | | 14 | 府下の生徒の運動能力や在籍者数など学校教育に係る現状を把握し、教育行政に資するため、心身に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 府下の生徒の運動能力や在籍者数など継続的に学校教育の現状を把握していくために、心身に関する個人情報を収集する場合がある。 | | 15 | 研修参加や資格取得に際して、健康診断書等の心身に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 研修や資格の内容によって、健康状態が要件に課されている場合がある。 | | 16 | 住宅整備資金の貸付、各種年金・保険給付等に係る事務を行うにあたって、心身に関する個人情報等を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 住宅整備資金の貸付や各種給付金等に係る事務を行うに際しては、対象者の実状を正確に把握するために、心身に関する個人情報を収集することがある。 | | 17 | 子ども家庭センター等の相談機関や児童福祉施設等において児童等の処遇を的確に行うため、障害、健康状態等に関する個人情報を収集する場合 | ・　心身に関する個人情報 | 子ども家庭センター等の相談機関や児童福祉施設等において、処遇を的確に行うに際しては、対象者の実状を正確に把握するために、児童等の障害、健康状態等に関する個人情報を収集することがある。 | | 18 | 公共事業における土地等の取得、裁決、許認可や指定、官民境界確定協議、公共用財産の管理・処分等を行うにあたって、権利者を確認するために相続関係調査等が必要となり、戸籍・本籍に関する個人情報を収集する場合 | ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 公共事業用地等の取得、公有財産との境界確定協議、裁決、許認可や指定等を行うに際して、真の所有者・権利者を確認するため、土地や家屋等の所有者等の相続関係調査等により、戸籍や本籍に関する個人情報を収集する必要がある。 | | 19 | 中国帰国者を対象とした事務事業を行うにあたって、対象者を把握するために、戸籍・本籍に関する個人情報収集する場合 | ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 中国帰国者に対して、適切な事務事業を行っていくために、戸籍や本籍に関する個人情報を収集する必要が生ずる場合がある。 | | 20 | （平成17年９月９日答申第84号により削除） |  |  | | 21 | 府及び府が設立した地方独立行政法人の貸付金、賃料債権の回収を行うに当たって、債務者等の所在を把握するため、戸籍・本籍、外国人登録原票の登録事項に関する情報を収集する場合 | ・　社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 | 府等の貸付金、賃料債権の回収を行うに当たって、債務者等の所在を把握するため、戸籍・本籍や外国人登録原票の登録事項に関する個人情報を収集する必要が生ずる場合がある。  　ただし、これらの個人情報を収集することがあることについて、今後、広く周知するとともに、貸付時等において相手方に説明し、確実にその同意を得ること。 | |

２　「オンライン結合を用いた個人情報の提供についての基準」改正

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現　行 |
| |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 名称 | オンラインシステム　№１ | | オンラインシステム　№２ | | | 分類 | ・　事務事業に関する処理を行うために国や他の地方公共団体等、実施機関以外の公的団体に対して、オンライン結合を用いて個人情報を提供するもの | | ・　府民サービスの向上を図るために府民等に対して、府政に関する情報（個人情報も含む）をオンライン結合を用いて提供するもの | | | （要件一）  公益上の必要性があること | ・　目的による基準　⇒　実施機関又は相手方の事務事業の目的達成にあたり、オンラインシステムを必要とする特別な理由があると認められること  ・　具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること  ⑴　法令にオンライン利用の根拠があること  ⑵　全国統一的に、大量の情報について、即時的に対応することが必要な事務であって、他の方法によっては、事務事業の目的が達成できないこと  ⑶　実施機関又は相手方の事務の性質上、個人情報の提供の即時性又は個人情報の最新性を特に確保する必要がある事務であって、手作業処理又は磁気テープ等の搬送により個人情報を提供する方法では、十分な成果が期待できないこと  ⑷　当該事務事業の目的達成に、オンラインシステムを用いることが密接に関連しているとともに、府独自で府民にオンラインシステムにより個人情報を提供する場合は、当該事務事業が、法令や府の総合計画等の施策体系のもとにあること | | | | | （要件二）  　　個人の権利利益を侵害するおそれがないこと | ⑴  基本的考え方 | ・　このオンラインは、「ｵﾝﾗｲﾝｼｽﾃﾑ　 №２」に比べると、提供される個人情報の内容が、詳細かつ大量であることが多いため、目的に従った正しい運用がなされないと、情報の本人の権利利益侵害の可能性が高い。 | | ・　このオンラインは、「ｵﾝﾗｲﾝｼｽﾃﾑ №１」に比べると、不特定多数者の利用が可能である。しかし、実施機関に、アクセス形態決定の主導権があり、あらかじめ想定した目的内の利用に限定することが比較的容易である。 | | ⑵  情報の本人の同意の確実性の基準 | ・　オンライン提供の目的、個人情報の内容、利用等について、情報の本人に事前に説明し、同意を得ていること（※）  ・　本人の同意を得ることが特に困難な場合にあっては、オンライン提供される本人に対し、オンライン提供の目的、個人情報の内容、利用等について、あらゆる機会を通じて十分に周知すること  また、この場合、本人がオンライン提供を希望しないときには、申出により当該者に関する情報の提供を中止することとするなど、本人の同意に替わる必要な措置を講ずること | | | | ⑶  情報の管理体制の基準 | ・　オンライン結合を用いた個人情報の提供に対応した、個人情報保護の体制が、実施機関及び情報の提供先において整備されていることが必要である。  　とりわけ、不正アクセスの排除等、安全性の確保措置について配慮されていること  ・　本人から情報の取扱いについて苦情があった場合は、これに応じるとともに、情報の最新性、正確性が担保されるための手段を講じておくことが望ましい。 | | |   ※　オンライン提供について、本人の同意があるとき等条例第８条第５項各号に掲げる場合にあっては、審議会の意見の聴取を要しない。この場合、オンライン提供の開始後、速やかに、審議会に運用状況を報告すること。 | |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 名称 | オンラインシステム　№１ | | オンラインシステム　№２ | | | 分類 | ・　事務事業に関する処理を行うために国や他の地方公共団体等、実施機関以外の公的団体に対して、オンライン結合を用いて個人情報を提供するもの | | ・　府民サービスの向上を図るために府民等に対して、府政に関する情報（個人情報も含む）をオンライン結合を用いて提供するもの | | | （要件一）  公益上の必要性があること | ・　目的による基準　⇒　実施機関又は相手方の事務事業の目的達成にあたり、オンラインシステムを必要とする特別な理由があると認められること  ・　具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること  ⑴　法令にオンライン利用の根拠があること  ⑵　全国統一的に、大量の情報について、即時的に対応することが必要な事務であって、他の方法によっては、事務事業の目的が達成できないこと  ⑶　実施機関又は相手方の事務の性質上、個人情報の提供の即時性又は個人情報の最新性を特に確保する必要がある事務であって、手作業処理又は磁気テープ等の搬送により個人情報を提供する方法では、十分な成果が期待できないこと  ⑷　当該事務事業の目的達成に、オンラインシステムを用いることが密接に関連しているとともに、府独自で府民にオンラインシステムにより個人情報を提供する場合は、当該事務事業が、法令や府の総合計画等の施策体系のもとにあること | | | | | （要件二）  　　個人の権利利益を侵害するおそれがないこと | ⑴  基本的考え方 | ・　このオンラインは、「ｵﾝﾗｲﾝｼｽﾃﾑ　 №２」に比べると、提供される個人情報の内容が、詳細かつ大量であることが多いため、目的に従った正しい運用がなされないと、情報の本人の権利利益侵害の可能性が高い。 | | ・　このオンラインは、「ｵﾝﾗｲﾝｼｽﾃﾑ №１」に比べると、不特定多数者の利用が可能である。しかし、実施機関に、アクセス形態決定の主導権があり、あらかじめ想定した目的内の利用に限定することが比較的容易である。 | | ⑵  情報の本人の同意の確実性の基準 | ・　オンライン提供の目的、個人情報の内容、利用等について、情報の本人に事前に説明し、了承を得ていること | | | | ⑶  情報の管理体制の基準 | ・　オンライン結合を用いた個人情報の提供に対応した、個人情報保護の体制が、実施機関及び情報の提供先において整備されていることが必要である。  　とりわけ、不正アクセスの排除等、安全性の確保措置について配慮されていること  ・　本人から情報の取扱いについて苦情があった場合は、これに応じるとともに、情報の最新性、正確性が担保されるための手段を講じておくことが望ましい。 | | | |